



## 登記相談の皆様へのお知らせ

- 1 相談時間は、20分以内とさせていただきます。
- 2 登記申請に関する相談は、相談者ご自身が申請手続きをされる場合に限りお受けします。
- 3 登記相談の担当者が、登記申請書を作成することはできません。
- 4 登記相談コーナーでは、登記申請書の書式や必要な添付書類についてご説明しています。

登記申請書や添付書類の内容について、不備があるかどうかを審査するコーナーではありません(審査は、登記申請後、登記官によって行われます。)

- 5 第三者から依頼を受けて、登記申請書を作成したり、その代理人として登記申請を行う行為は、司法書士法73条、あるいは土地家屋調査士法68条に違反する場合がありますので、ご注意願います。

佐賀地方法務局